

## 令和7年4月15日公表分（第15週）から公表方法等を一部変更します

### 1 定点医療機関（指定届出機関）数の変更

国の基準変更（※）に伴い、県内の定点医療機関数を変更します。

（現行）

（変更後）

インフルエンザ/COVID-19：85定点 ⇒ ARI 定点：45 定点

小児科定点：53 定点 ⇒ 小児科定点：25 定点

※保健所の統廃合や人口減少により、保健所管内の人口にばらつきが生じていることなどから、国において定点数の見直しが行われました。

### 2 公表における地域区分の変更

現在、12 保健所単位の発生状況を公表していますが、4 地域単位の公表に変更します。



#### 【地域区分】

（現行）12 保健所単位 ⇒ （変更後）4 地域単位

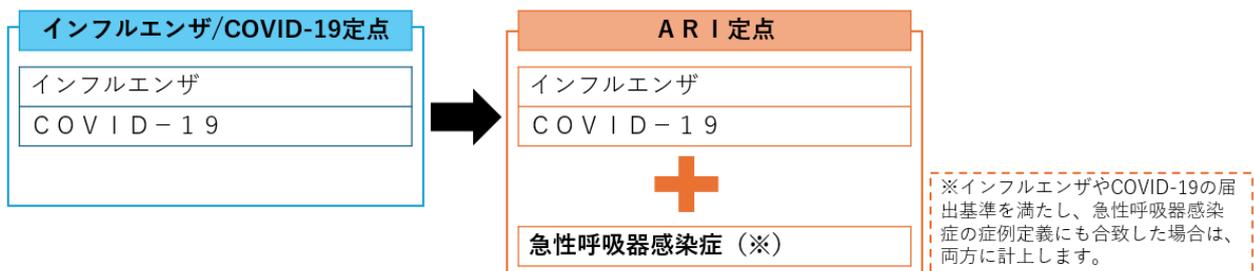
地域	北毛	西毛	中毛	東毛
保健所	渋川・吾妻 利根沼田	高崎市・安中 藤岡・富岡	前橋市・伊勢崎	太田・桐生 館林

### 3 定点把握対象疾患に急性呼吸器感染症（ARI）を追加

令和7年4月7日から、急性呼吸器感染症が感染症法上の5類感染症に追加され、定点把握の対象となります。インフルエンザ/COVID-19 定点が急性呼吸器感染症（ARI）定点に変更となり、従来報告していたインフルエンザ、COVID-19 に加えて、新たに急性呼吸器感染症が報告対象となります。

#### 急性呼吸器感染症とは

- 急性の上気道炎又は下気道炎の原因となる病原体による症候群の総称です。
- 「咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状があり、発症から10日以内の急性的な症状で、かつ医師が感染症を疑う外来の患者」が報告対象となりました。



### 4 変更日

第15週（令和7年4月7日～13日）にかかると公表から

※令和7年4月15日公表予定